

第2次大津市文化振興ビジョン

「感動・創造・交流に輝きを増す、湖都文化のまちを目指して」



わがまち大津に湖都文化の輝きを



大津市長 目片 信

大津市は、母なる琵琶湖や比良・比叡の雄大な山並みなど豊かな自然に包まれて歴史をつくり、文化の様々な輝きを育んできました。

世界遺産延暦寺をはじめとする数多くの歴史的資産、街道の風情を残すまちなみ、大津祭などの伝統行事、伝統工芸や郷土料理など、その魅力の広がりには多岐にわたって、市内のそれぞれの地域に息づき、地域の個性を特徴あるものとしています。

文化は、私たちの心にうるおいや生きる活力をもたらすとともに、人と人との交流を生み、地域の活性化にも大きな役割を果たすものです。その意味からも、私たちは、社会・経済のめまぐるしい変化をしなやかに受け止めながら、先人からの伝統を確かに継承し、未来に湖都文化の輝きをつくっていきたい。このことは、これまで以上に心の豊かさが求められている今日にあって、大変重要なことと考えております。

今回策定しました「第2次大津市文化振興ビジョン」は、これからの10年間、大津市の文化施策を総合的に展開するための指針となるものです。ここに掲げた、「感動、創造、交流に輝きを増す、湖都文化のまち」という将来像を踏まえて、鋭意、大津市の文化振興に取り組んでまいりたいと思います。

そのためには、市民のみなさまをはじめ、文化団体、大学、企業、さらにはNPOやボランティアの活動などとの協働が大切と考えておりますので、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、本ビジョンの策定にあたり、熱心にご議論いただき、ご提言をいただいた新大津市文化振興ビジョン策定懇話会の委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見をいただきました関係各位に心からお礼申し上げます。

平成23年3月

目 次

1	はじめに	1
	(1) これまでの経過	1
	(2) ビジョンの位置付け	1
	(3) 文化を取り巻く社会動向	2
2	大津市の文化的特性	3
3	目指すまちの姿	5
4	取り組みの展開方向	6
	感動	
	文化・芸術を暮らしに身近なものにする	6
	自然的・歴史的環境を守り継承する	7
	地域の生活に息づく文化を大切にする	8
	創造	
	市民による文化活動を盛んにする	9
	“湖都文化”をリードする人を育てる	10
	文化的資源が生かされたまちと暮らしをつくる	11
	交流	
	文化情報を広く発信する	12
	文化の豊かな交わりをつくる	13
5	ビジョンの推進に向けて	14
	(1) 市民、事業者、行政がともに役割を担い、協働する	14
	(2) 文化振興の推進と進行管理のしくみをつくる	14
	(3) 文化振興のための横断的な庁内体制をつくる	14
	(4) 大津市文化振興条例制定を検討する	15

資料編

1	文化芸術振興基本法	16
2	文化芸術の振興に関する基本的な方針の概要	22
3	滋賀県文化振興条例	28
4	大津市総合計画第2期実行計画（抜粋）	32
5	大津市内の公共文化施設一覧	34
6	大津市内の文化財（国宝）一覧	36
7	新大津市文化振興ビジョン策定懇話会要綱	38
8	新大津市文化振興ビジョン策定懇話会委員名簿	40
9	ビジョン策定までに係る経過	41

1 はじめに

(1) これまでの経過

大津市は、平成 12 年、市民の文化活動を振興するための目標・基本方針を明らかにするとともに大津市における文化行政の指針となる「大津市文化振興ビジョン」を策定し、このビジョンに基づき文化行政を推進してきました。

その後、大津市は、平成 18 年に旧志賀町と合併し、平成 21 年には中核市に指定されるなど、ビジョンが想定する都市の姿が大きく変化しました。また、平成 19 年には、新しい総合計画を策定し、文化振興に関し、豊かな生活文化を守り育てる、歴史や文化などを活かした集客・交流・観光拠点を整備する、伝統的な文化と新しい市民文化が出会い、新たな個性を生み出す、などの方向性を示しました。

一方、国では、平成 13 年に文化・芸術の振興にかかる国の基本理念と方向を示した「文化芸術振興基本法」が施行されるとともに、平成 14 年、平成 19 年、平成 23 年の 3 回にわたり、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が公表され、文化・芸術の振興に関する地方公共団体の責務や役割が示されました。また、滋賀県においても平成 21 年には、「滋賀県文化振興条例」が施行され、文化振興の基本理念や県の役割が示されました。

(2) ビジョンの位置付け

このビジョンは、平成 23 年度からおおむね 10 年間で展望した大津市の文化振興の方向性を示すものです。

大津市における文化のあり方など基本的な考え方については前ビジョンを踏襲しながらも、過去 10 年間の文化振興にかかる社会背景の変化や国や県、市の動向、上位計画、関連計画等を踏まえ、その上で、今日的課題に対応した文化振興のための全体的な施策のあり方を整理し、今後 10 年間、市民、事業者、行政の協働により大津市の文化を振興していく際の指針とします。

(3) 文化を取り巻く社会動向

● 人口構造の変化と社会の成熟化が進む

わが国は人口増加を前提とした成長型の社会構造のもとで発展してきましたが、少子社会、超高齢社会となるとともに、いよいよ人口減少の時代となってきています。

将来に持続可能な社会のありようを見いだすため、まちづくりの様々な分野で、成長型から成熟型への転換が図られるようになってきています。しかしながら世界経済の低迷とも相まって、ともすれば時代に閉塞感が漂うなか、他方には、これを振り払って新しい社会を築く力を文化・芸術に求める動きも強まっています。

● 地方分権の進展のもと、市民自治の新たな段階へ向かう

国土の均衡ある発展を図る上で、中央集権的な社会構造の限界から地方分権が進められ、大津市においても、自主自立のまちづくりが行われているところです。

まちづくりにおいては、これまで行政が主に担ってきた役割を自治会活動やNPO・ボランティア等の市民活動との協働のもとで行う領域が広がるとともに、まちづくりの担い手の多様化が進むなど、市民自治に向けた新たな展開が見られます。

● 多文化共生社会づくりが求められる

物流や情報伝達技術の発達と企業活動の国際的な展開の活発化などによって、諸分野での地球規模化が急速に進みました。そして、様々な国の人と文化が国境を越えて移動し交わるようになったことが地域社会に様々な影響をもたらしていることを受けて、改めて人権と文化の多様性を大切にす視点を確認し、多文化共生の社会を築いていくことが求められています。

● 地域社会としての情報リテラシーが重要となる

情報技術が発達し、多数の人が双方向的に知識や情報を交流させるソーシャルメディア（ツイッターやブログなど）が注目されるなど、コミュニケーションとメディアの関係が新たな展開を見せています。生活様式や価値観、市民ニーズなどの多様化が進み、コミュニケーションの自由度が飛躍的に増すなか、地域の個性を表現し、大交流時代にキラリと光る文化のまちづくりを進めるためには、地域社会として情報リテラシー（情報をうまく生かして用いる力）を高めていくことが重要となっています。

2 大津市の文化的特性

● 琵琶湖と比良・比叡の山並みが、常に人の営みとともにある

大津市では、日本最大の湖である琵琶湖と比良山系・比叡山の山並みが近接しており、その南北に細長く延びる山裾・湖岸域に市街地・集落が形成されてきました。そして、古代より湖や森林、そこに生息する多種多様な生物と、人の営みが近しく交わる中、建造物や庭園、文学、美術、食文化など様々な分野において重層的で固有の文化が大津の地に醸成されてきました。

● 政治・宗教上の要地として発展してきた歴史がある

667年（天智6年）、中大兄皇子（後の天智天皇）が行った近江大津への遷都により、5年間の短い期間ではありましたが、この地には日本国成立期の「都」が置かれました。今日なお、近江大津宮跡と確実視される錦織遺跡をはじめ、古代を偲ばせる貴重な史跡が残されています。

奈良時代から平安時代にかけては、近江国府の所在地として政治の中心に位置し、最澄によって創建された比叡山延暦寺は、後に多くの鎌倉仏教の開祖を輩出しました。

さらに、石山寺や園城寺などの大寺を中心とした平安仏教・鎌倉仏教草創期の文化の中心地として繁栄し、鎌倉時代から江戸時代にかけては、軍事上の要地あるいは物資の中継基地となり、港町・宿場町・城下町として栄えてきました。また、交通・運輸・治水など様々な分野での近代化が進んだ明治時代以降においては、大津市は県都として常に滋賀県行政の中心を担って発展してきました。

● 価値ある歴史的・文化的資産が数多く残されている

有力な歴史の舞台となってきた大津市には、国宝・重要文化財を多く含んだ様々な有形無形の歴史的文化的資産があります。

延暦寺が世界遺産に登録されているのをはじめ、国指定の文化財が318件（うち国宝が36件）、県指定の文化財が72件、市指定の文化財が120件あります（平成23年3月現在）。

このほかにも、指定を受けていないものの、様々な文化的所産が歴史と文化の結晶として今に伝えられています。

また、鮎寿しや鴨料理などの伝統食や大津祭をはじめとする伝統祭事・行事なども継承されています。

● 自然と調和した、歴史が感じられるまちなみ景観がある

市域の随所には、各時代の歴史的な資産やまちなみが散りばめられていて、琵琶湖や美しい山々と一体となって、大津らしい景観や雰囲気をつくり出して

います。とりわけ、延暦寺の門前町として栄えた坂本から下阪本付近は、市が伝統的建造物群保存地区に指定しており、近江大津京があったとされる錦織周辺や、宿場町、港町、園城寺の門前町として賑った大津百町、膳所城の城下町として発展した膳所界隈などにおいては、往時を今に伝える伝統的なまちなみ景観が残されています。

● 多彩な文化施設がある

日本を代表するオペラハウスである滋賀県立芸術劇場 びわ湖ホールをはじめ、滋賀県立近代美術館、大津市民会館、大津市歴史博物館、大津市伝統芸能会館、長等創作展示館（三橋節子美術館）、大津祭曳山展示館、滋賀県立図書館、大津市立図書館、大津市立北図書館、大津市立和邇図書館など、世界レベルの文化・芸術作品や大津の歴史に親しむことのできる施設があります。また、大津市生涯学習センターや市民文化会館などの公設の施設のほか、ホールや美術館、ギャラリー等の民間施設も含め、市民文化を振興する施設が各地域に立地しています。

● 文化・芸術・学術にかかる教育・研究機関が立地している

文化・芸術系を含む大学・研究機関や高等学校など、文化・芸術・学術に関する高等教育機関・研究セクターが市内に立地しており、文化・芸術にかかる人材を多く輩出しているほか、近江の歴史・文化を専門に研究する機関として成安造形大学に「附属近江学研究所」が設けられるなど、新たな価値観や次世代の芸術を創出すべく先進の研究が進められています。

● 市民の文化活動が活発である

大津市生涯学習センターをはじめ、大津市北部地域文化センター、大津市和邇文化センターや市内の各公民館などを活用して、市民による様々な文化活動が活発に行われています。

大津市にある 138 の NPO 法人のうち、56 法人が「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」を活動分野として挙げており、文化・芸術等にかかる草の根的な活動が活発に行われています。また、大津市文化連盟に加盟する 20 の芸術文化団体、28 の地域文化団体のほか、市内の各公民館等を活動の拠点とする団体など文化にかかる市民の自主的な活動が様々に取り組まれています（平成 23 年 3 月現在）。

● 大津市の文化の魅力の根幹を成す、地域文化の多様性がある

南北に細長く広がる市域を有する大津市には、人の営みのまとまりが数珠状に形成されています。そこには、地域ごとに個性あるまちなみや生活文化・地域文化がつくられて、一つひとつが、大津市全体の文化の魅力・特徴である多様性に結びついています。

3 目指すまちの姿

感動・創造・交流に輝きを増す、湖都文化※のまち

大津市文化振興ビジョンが目指す姿として上記を掲げます。ここに含めた「感動」とは、相異なるものが出会った時に生まれる“心の動きの豊かなること”であり、「創造」とは、いままで無かった“新たな価値を生み出す意思”のことです。そして「交流」は、“ある価値への共感を育てる働き”であり、私たちのまちと暮らしの根幹として、まさに文化を文化たらしめているものと言えます。

大津市では、多彩な地域文化が息づくまち、琵琶湖とともにある湖都文化のまちとして、これら相互に関わり合う3つをキーワードとした文化振興の幅広い展開を図っていきます。

※ ここでいう湖都文化とは、大津市が「人を結び、時を結び、自然と結ばれる 結の湖都大津」を総合計画の将来像に掲げていることを踏まえて、大津の文化を表す言葉として用いるものです。大津のまちと暮らしに息づく文化が、総体として将来に発する個性や魅力を象徴的に示しています。

目指すまちの姿に示した3つのキーワードを軸に、以下のように計画の目標となるまちと暮らしのありようを設定します。

① 「感動」がはじけるために

- 文化・芸術が暮らしの身近なものになっている
- 自然的・歴史的環境が守られ、受け継がれている
- 地域の生活に息づく文化が大切にされている

② 「創造」がきらめくために

- 市民による文化活動が盛んである
- “湖都文化”をリードする人がたくさんいる
- 文化的資源が活かされたまちと暮らしがある

③ 「交流」がひろがるために

- 文化情報が広く行き渡っている
- 文化の交わりが多様で活発に行われている

4 取り組みの展開方向

感動 文化・芸術を暮らしに身近なものにする

基本的な考え方

演劇や音楽などの舞台芸術や文芸・美術をはじめ、多様な文化にふれて喜びや感動を味わうことで、私たちは感性を豊かにすることができ、生活にやすらぎやうるおいを得ることができます。また、“湖都文化”のさらなる高まりを導く創造意欲も喚起されます。

そのため、市民が暮らしの中で文化・芸術を身近に感じられるよう、質の高い文化・芸術を鑑賞したり、体験的に学んだりできる場と機会を充実させていきます。

施策の展開方向

(1)優れた文化・芸術作品を鑑賞する場と機会を充実させる

市内に所在する既存の文化施設を最大限に活用しつつ、国内はもとより、国外も含めた良質な文化・芸術作品を鑑賞できる場と機会を充実させます。また、芸術家との連携等により、コミュニティ施設や学校、福祉施設、病院などにおいても展覧会や公演等を開催するとともに、日頃、文化・芸術作品を鑑賞する機会の少ない人に向けた場と機会の創出にも努めます。

(2)文化・芸術体験にかかる学習の場と機会を充実させる

すべての市民が文化を通じて豊かな生活を送ることができるよう、文化・芸術にかかる体験学習の場と機会を充実させます。

とりわけ一人ひとりの個性と豊かな人間性を備えた創造力豊かな子どもを育むため、保育園、幼稚園、学校等において文化・芸術や地域文化に関する教育を充実させるとともに、地域において、市民等の協力を得ながら子どもを対象とした文化活動を進めます。

感動 自然的・歴史的環境を守り継承する

基本的な考え方

大津市の豊かな自然環境の中で培われてきた文化・文化財は、地域の人々が守ってきた貴重な財産であり、そこに含まれる英知とともに、魅力ある地域づくりの貴重な資源でもあります。これらがかげがえのないものとして次代に継承していくため、適切な保全に取り組んでいくとともに、様々な分野において積極的な活用を図ります。

施策の展開方向

(1) 琵琶湖や山々など豊かな自然環境を保全・活用する

琵琶湖や山々の緑など豊かな自然環境は、“湖都文化”を育む大切な環境であり、大津市のかげがえのない財産となっています。これらの自然環境を法的規制の活用や市民参加による山林の維持活動、美化活動等により、保全するとともに、レクリエーションや体験学習などの面から活用していきます。

(2) 文化財に関する実態調査・研究を行う

かつて都が置かれ、さまざまな歴史の舞台となった大津市には数多くの有形・無形の文化財があります。先人より受け継がれてきたこれらの文化財の実態調査・研究を行うとともに、適切な修理・管理を進めます。また、必要に応じて文化財指定や登録を行います。

(3) 歴史的環境を継承・活用する

文化財等を含む歴史的環境について、次代へと継承していく取り組みを進めます。また、観光・交流活動や教育、生涯学習など様々な面で活用していきます。

感動 地域の生活に息づく文化を大切にする

基本的な考え方

自分の住むまちに、どのような地域資源があるのかを知ること、地域に愛着を感じ、大切にすることを育むことができるとともに、自らの暮らすまちに誇りを感じ、次代に地域特有の文化を伝えていく土壌がつけられます。

このため、地域資源や暮らしに息づく生活文化を把握するとともに、次代に継承するための取り組みを進めます。

施策の展開方向

(1)個性豊かな地域文化を発掘・再発見・継承する

市民の地域そのものへの愛着を高めることを目指し、市民や事業者との協働により地域の文化的資源の発掘に努め、その適切な保護と公表を進めます。また、地域資源を利用した地域文化活動の把握とその支援を行うとともに、それらの活動と観光・交流や生涯学習などの活動を連携させた有効活用を検討していきます。

特産物や伝統工芸品等を生産する地場産業については、PR強化や新たな展開等による振興を図ります。

(2)暮らしの中に息づく生活文化を継承する

伝統芸能や年中行事、生活様式など、私たちの暮らしの中に息づく生活文化・伝統文化を、これからの暮らしの中に継承し、地域における生活のうるおいや豊かさを未来につないでいきます。

(3)身近な地域の歴史や生活文化に関する調査研究を行う

身近な地域における文化資源や芸術文化等に関わる人材、文化振興に関わる各種活動などを発掘・再評価するとともにデータベース化し、積極的に活用します。

創造 市民による文化活動を盛んにする

基本的な考え方

文化的に豊かで魅力あるまちと暮らしは、市民生活における日常的な文化活動の盛り上がりがあることによって底支えされます。そのため、市民や事業者がそれぞれの文化活動に自由闊達に取り組むことができるよう、また、文化に関わるなりわいが活気づいていくようにしていきます。

施策の展開方向

(1)文化・芸術活動がひろがる環境をつくる

まちぐるみで文化振興の気運をつくっていくため、企業等の社会貢献活動などとも連携しながら、市民や事業者が主体となる文化活動、文化・芸術イベント等を支援・促進していきます。

市内の各文化施設においては、開館時間や利用手続き・ルールの改善、活動支援メニューの充実などを進めて施設利用の促進を図るとともに、それぞれの施設での文化活動の裾野をひろげる取り組みを評価し、その成果の共有・活用を図っていきます。

市内に立地する企業等のCSR（企業の社会的責任）の取り組みとも協調しながら、誰もがワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を自ら選べる地域社会づくり、文化・芸術活動に取り組みやすい環境づくりを推進します。

(2)優れた文化・芸術活動を顕彰する

市民や事業者による文化・芸術活動を評価して、優れた活動・作品についてまちぐるみで顕彰するとともに、大津のまちと暮らしの中にそれらを生かしていきます。

創造

“湖都文化”をリードする人を育てる

基本的な考え方

より多くの市民が日常生活の中で文化・芸術にふれること、また、かかる様々な活動の輪が広がることなどを通じて、大津のまちと暮らしがつくる“湖都文化”は、さらなる高まりを求めていくことができます。そうした動きを巻き起こしていく上で重要な、“けん引役”となる人たちが多く育つよう環境を整えていきます。

施策の展開方向

(1) 芸術・芸能を志す人が育つ環境を充実させる

市内に文化芸術系の大学等の教育機関が立地するという有利を生かし、また、学校教育や生涯学習の取り組みなどとの連携も図りながら、芸術・芸能により立身を志す人たちが伸びやかに育つことができる環境を充実させていきます。また、文化施設、自然的・歴史的環境やまちなかのオープンスペース等を生かして、表現や作品発表の場と機会を多様に設けていきます。

(2) 伝統文化を後世につなぐ人をつくる

地域に古くから伝わる芸能や工芸の技などについて、その存続を守って後世へと確かにつないでいくことができるよう、継承者の確保・育成を始めとした幅広い支援を図っていきます。

(3) “湖都文化”をもり立てる人を育む

“湖都文化”は、市民一人ひとりが文化の享受者となり、かつ、文化のつくり手・担い手となることによって、一層の振興を期待できるものです。そのため、文化に関わる催事をはじめとする様々な場面で、より多くの市民が文化振興の主体者として関わっていけるよう、ボランティア活動等の担い手を育みます。

創造 文化的資源が生かされたまちと暮らしをつくる

基本的な考え方

それぞれの地域が醸す、個性的で温もりある雰囲気は、暮らしを包む環境やまちなみの美しさ、風土を生かした暮らし方をつくり守る地域の心に発して、人心にうるおいをもたらします。そして、住まう人にはまちへの愛着や自負を、訪ねる人には「また訪れたい」「この地で暮らしてみたい」という思いを導きます。そうした、まちと暮らしの雰囲気を一層魅力あるものとしていく取り組みを進めます。

施策の展開方向

(1) 景観資源を生かして地域の魅力を高める

自然的景観、また、歴史的景観やまちなみ景観を、地域住民が中心となつてつくり守っていく取り組みを促進します。また、良好な景観を大津市全体で共有する景観資源として位置付けていくことなどを通して、それぞれの地域の魅力を一層高めていきます。

(2) まちに文化・芸術を取り込む

建築物やストリート・ファニチャー（ベンチや街灯などの街頭家具）等の意匠などにおいてプラスαの魅力づくりに心がけた公共空間や施設の整備に努めます。

また、まちかどアートやパフォーマンス広場など、まちなかでの文化・芸術活動、作品展示等を振興・促進し、かかる活動等を実際に行う場として想定できる公園やまちかど広場、商店街、社寺などについて、多様な活用を広げていきます。

交流 文化情報を広く発信する

基本的な考え方

文化振興においては、文化活動に関する様々な情報が適切かつ豊富に収集・整理され、それらに誰もが気軽にアクセスできる環境が必要です。また、市民の文化活動の成果が内外で高い評価を受けることや、文化イベント等への来訪者が増加することは、市民が自らの文化に誇りを持ち、様々な文化活動が活性化することにつながります。

そのため、大津の文化に関する情報の収集、発信体制の整備に努め、文化情報を大津市だけでなく全国へ、あるいは世界へと広く発信します。

施策の展開方向

(1)文化に関する情報を受発信するしくみをつくる

大津市内外の文化活動（団体）、文化資源等に関する情報を適切なルールに則ってデータベース化します。インターネット等を活用し、誰もがいつでもどこでもそれらの情報を入手できるよう、全国に向けて効果的かつ効率的に発信できるシステムの整備を図ります。

(2)あらゆるメディアを通じて大津市の文化的な魅力を発信する

文化情報の発信力強化に向けて、インターネットをはじめ、テレビ・ケーブルテレビ、ラジオ放送、広報紙などあらゆるメディアを効果的に活用しながら、市民への周知、広域的なPRの充実を図ります。

交流 文化の豊かな交わりをつくる

基本的な考え方

文化交流を進めることは、自らを取り巻く環境や文化の素晴らしさを再認識することにもつながり、地域への愛着と誇りを導き、あるいは、新しい文化の輝きを生み出すきっかけにもなります。

このため、文化をテーマにしたイベントの開催や交流の機会づくりなどの多様な展開を促進します。

施策の展開方向

(1)文化をテーマにしたイベント、フェスタ等を開催する

市民や来訪者を対象に文化をテーマにしたイベントやフェスタ、地域の祭り等を開催・支援します。また、それらを鑑賞や体験学習の機会とするだけでなく、芸術家と市民の交流や文化をテーマとした多世代交流など多様な交流活動へと展開させていきます。

(2)文化活動に関わる団体間の交流を促進する

“湖都文化”の振興のため、大津市の文化活動に関わるNPOや財団等の交流を促進し、様々な文化活動を活性化させていきます。

(3)市内外・海外の交流・連携を強化する

優れた景観や文化財、歴史的環境、芸術を観光に生かし、市内外・海外などさまざまな地域間・都市間交流を進めます。そのなかで文化の多様性に学びながら、従来以上の地域間・都市間の連携のもとで、“湖都文化”の存在感を高めつつさらなる振興に努め、地域の活性化を図っていきます。また、多様な文化的背景を持った人たちが、互いの交流を通じてともに豊かな生活をつくることのできるよう図ります。

5 ビジョンの推進に向けて

(1) 市民、事業者、行政がともに役割を担い、協働する

この文化振興ビジョンに基づいて文化振興を進めるにあたっては、各行動主体がそれぞれの立場から役割を担い、協働を軸とした取り組みを進めていくものとします。

[市民の役割]

- ・ 日常生活において、文化・芸術に親しみます。
- ・ 学び・ふれあい・交流等を通じて、明日の市民文化を創造し発信します。

[事業者の役割]

- ・ 企業文化を高めます。
- ・ 市民文化の振興に寄与します。

[行政の役割]

- ・ 市民文化・企業文化の総合的な振興を図ります。

(2) 文化振興策の推進と進行管理のしくみをつくる

この文化振興ビジョンに基づく取り組みの推進と進行管理については、「(仮称) 大津市文化振興推進会議」を設置して行うものとします。

具体的な進行管理においては、“構想・基本計画”に相当する本ビジョンに基づいて、“実施計画・実行計画”に相当する文化振興計画を作成し、達成目標と成果指標、かかる主体の行動指針等を定めた上で、PDCAの進行管理サイクルのもとで着実な推進を図っていきます。また、必要に応じて、本ビジョンの見直しを行います。

(3) 文化振興のための横断的な庁内体制をつくる

文化振興が、行政分野を横断する取り組みを必要とする性質のものであることから、推進にあたっては上述の推進会議とは別に、庁内の横断的な推進体制を整備することとします。とりわけ、文化振興に関連の深い、観光、教育、都市環境等の担当部局との連携を強化します。

また、大津市の行財政システムを考慮して、各行政分野における文化振興に資する取り組みを集約・評価できるよう図っていきます。

(4)大津市文化振興条例制定を検討する

この文化振興ビジョンのもと、大津市が“湖都文化”の振興を基軸としてまちづくりに取り組み、これを未来へ向かう市民の意思として共有するため、大津市文化振興条例の制定に向けた検討を進めていきます。同条例は、文化によるまちづくりの基本理念や、その実現のための施策を市民、事業者、行政が協働で推進していくにあたっての基本的な考え方等を明らかにするものです。